

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則及び北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 3

### ◇ 告 示

- 徴収事務の委託【八幡西区役所まちづくり整備課】 4

### ◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】 5
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 7

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 9

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則及び北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

公衆浴場及び旅館業の入浴施設の浴槽水の水質基準を変更することにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則及び北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 号

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則及び北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則(昭和 40 年北九州市規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則(昭和 40 年北九州市規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 6 1 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、大池公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 3 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日警備保障株式会社 北九州営業所	北九州市小倉南区徳力 二丁目 1 番 2 号村上ビ ル 2 0 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で

## 北九州市公告第145号

一般競争入札により、機器等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月5日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムにおける郵便局設置分統合端末等の借入れ及び保守業務

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 期間 この公告の日から令和7年3月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 入札説明会は行わず、令和7年3月10日午後4時30分まで、前号アの場所又は電子メールにて、入札関係資料を無償で交付する。
- (3) 入札参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年3月10日午後4時30分までに入札参加申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (4) 調達予定機器届出書の提出 前号の入札参加申出書を提出したものは、令和7年3月12日午後4時30分までに調達予定機器届出書を、所定のメールアドレスへ電子メールにて提出しなければならない。
- (5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に、令和7年3月19日午後1時30分までに提出のこと。郵送による提出も可とする。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市総務市民局市民部区政推進課
  - イ 日時 令和7年3月19日午後1時30分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用 全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る事務を担当する主管課の名称及び所在地等  
北九州市総務市民局市民部区政推進課  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
電話 093-582-2107

## 北九州市公告第146号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月5日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 自然史・歴史博物館公用自動車の借入れ及び保守業務 1台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年11月1日から令和14年10月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号  
北九州市立自然史・歴史博物館普及課
  - イ 期間 この公告の日から令和7年3月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希

望する者は、令和7年3月17日午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 電送及び郵送による入札は認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号  
北九州市立自然史・歴史博物館1階会議室

イ 日時 令和7年3月25日午前10時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立自然史・歴史博物館普及課

〒805-0071 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号

電話 093-681-1011

北九州市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,359人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万4,658人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,009人

小倉北区 4万9,787人

小倉南区 5万6,985人

若松区 2万1,867人

八幡東区 1万7,611人

八幡西区 6万8,257人

戸畑区 1万5,469人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万7,992人